

第1章 川崎市をとりまく現況と課題

1 「川崎再生」の取組

本市は、2002（平成14）年度当時、1972（昭和47）年の指定都市移行以来、最も深刻な財政逼迫状況に直面していました。その後の財政収支を見通したとき、それまでの行財政運営をそのまま続けていくとすれば、2005（平成17）年度には一般会計決算が赤字となり、さらに2006（平成18）年度には「財政再建団体^{（注1）}」に転落してしまうという、危機的な事態にありました。

こうしたことから、2002（平成14）年7月に「財政危機」を宣言し、行財政改革を市政運営の最重要課題に位置づけ、「川崎再生」に向けて3次にわたる「行財政改革プラン」に基づく取組を着実に推進してきました（以下、3次にわたる「行財政改革プラン」を、それぞれ、「第1次改革プラン」、「第2次改革プラン」、「第3次改革プラン」という。）。この「川崎再生」の取組は、主に右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの転換をめざして、「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」の三つの取組を中心に、全市を挙げて改革を推進してきたものです。

こうした3次にわたる改革プランに基づく取組により、「2009（平成21）年度予算において収支均衡を図る」という、「第1次改革プラン」策定時からの財政的な目標を達成するとともに、改革の成果については、子ども関連施策をはじめとする市民サービスに還元するなど、2002（平成14）年度にスタートした「川崎再生」の取組は、概ねその目的を達成しつつあります。

（注1） 財政が破綻状態となり、国の指導・監督の下で財政再建に取り組む地方公共団体のこと。

2 想定を超える環境変化と再び直面する厳しい状況

現在、日本社会をとりまく環境が大きくかつ急速に変化し、国・地方を通じた財源不足が大幅に拡大するなど、国全体が極めて厳しい状況下にあります。これまで行財政改革の取組を着実に進めてきた本市においても例外ではありえず、再び厳しい状況に直面しています。

(1) 極めて厳しい財政状況

ア 世界的な経済危機とその影響

これまでの行財政改革の取組により、2009(平成21)年度予算においては「減債基金^(注2)からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」という財政的な目標を達成するとともに、決算においては、2003(平成15)年度に減債基金から借入れた17億円についても返還することができました。

しかしながら、米国のサブプライムローン問題^(注3)に端を発した世界的な経済危機は、これまでの行財政改革の推進やグッドサイクル(好循環)のまちづくりにより、持続可能な財政構造の構築を着実に進めてきた本市にとっても極めて厳しいものとなっています。

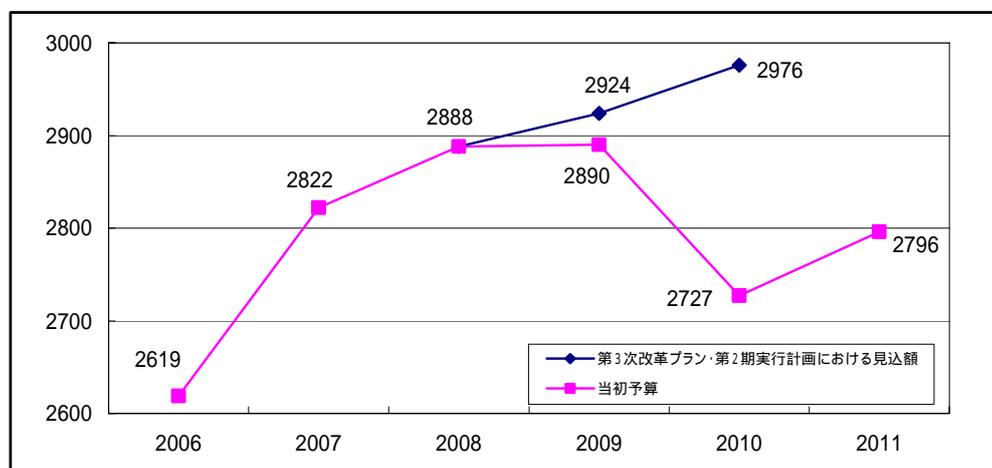
2010(平成22)年度の当初予算においては、市税収入が前年度と比較して163億円、率にして5.6%の大幅な減少となり、これまでの緩やかな増収傾向から、過去最大の減収へと大きく転換しました。

また、2011(平成23)年度当初予算では、外需の高まりなどによる景気の持ち直し傾向を反映し、市税収入は前年度との比較で69億円の増加となりましたが、円高傾向が続いていることや海外経済の減速懸念などの先行きの不透明感から、大幅な回復は見込めない状況となっています(図表1)。

(注2) 将来、市債(市の借金)を返済するために積み立てている貯金のこと。

(注3) 米国における低所得者向けの住宅ローン(サブプライムローン)が住宅価格の下落により不良債権化し、世界の金融市場が深刻な悪影響を受けたこと。

図表1 市税収入の推移(単位:億円)



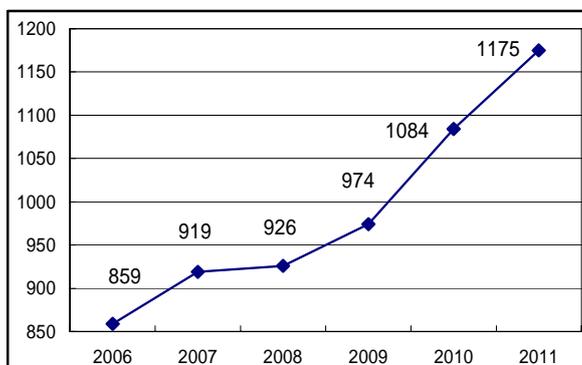
イ 減債基金からの借入れ

歳入において、市税収入が2010（平成22）年度予算で過去最大の減収となり、2011（平成23）年度予算においても大きくは回復しない中で、歳出においては、扶助費^(注4)が増加の一途をたどっており、2009（平成21）年度から2010（平成22）年度にかけて110億円増加し、さらに2011（平成23）年度には91億円の増加となっています（図表2）。

その主な要因として、待機児童対策については、保育受入枠の大幅な拡大等により、事業費の増加が顕著で、中でも民間保育所運営費については、2010（平成22）年度は前年度比で26億円増加、2011（平成23）年度はさらに21億円の増加となっていること（図表3）また、生活保護扶助費についても、高齢化の進展や厳しい社会経済状況の影響等から2010（平成22）年度、2011（平成23）年度の2年連続で前年度当初予算と比較して60億円の増加となったことなどが挙げられます（図表4）。

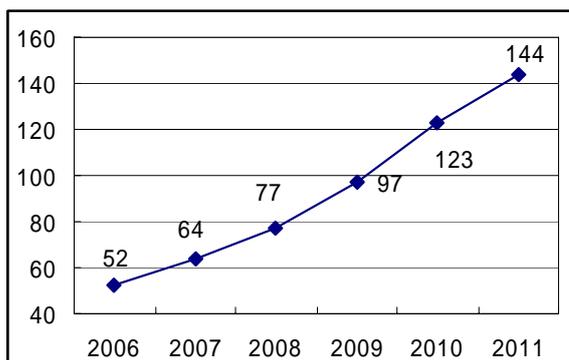
（注4） 高齢、児童、障害福祉や生活保護費など、社会保障制度の一環として支給する経費のこと。

図表2 扶助費の推移（当初予算）（単位：億円）



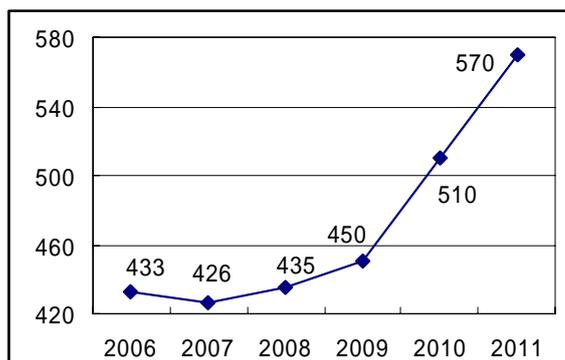
子ども手当創設による増分を除いている。
2010(平成22)年度の扶助費総額は1271億円
2011(平成23)年度の扶助費総額は1409億円

図表3 民間保育所運営費等の推移（当初予算）
（単位：億円）



保育所整備費等を含む2011(平成23)年度の「多様な保育の充実」^(注5)にかかる予算額は230億円（対前年度+43億円）

図表4 生活保護扶助費の推移（当初予算）
（単位：億円）

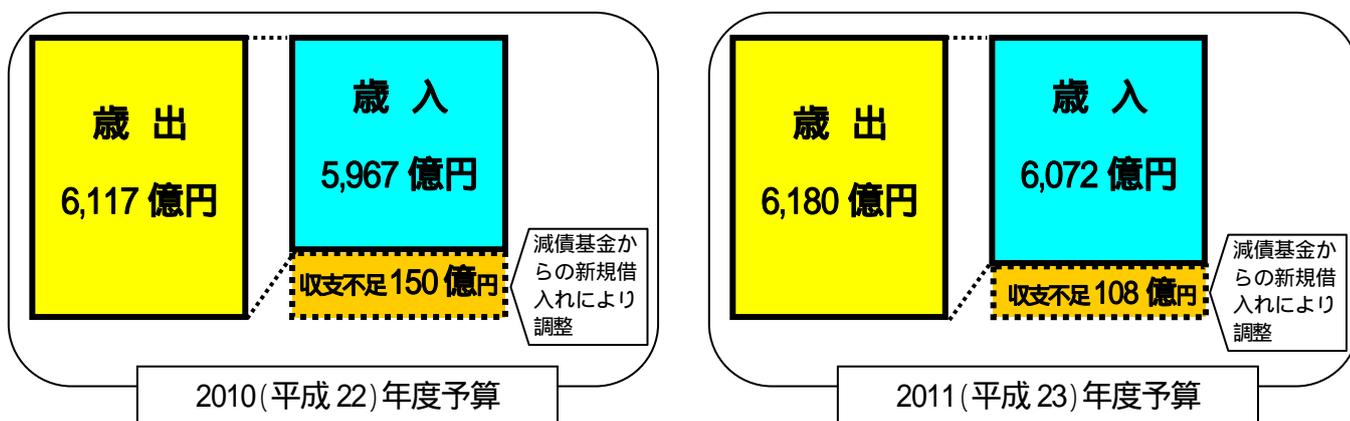


（注5） 共働き世帯の増加や就労形態の多様化等による保育需要の高まりに対応するため、保育受入枠の拡大や延長保育の実施など多様な保育サービスの拡充を図ること。

こうした市税収入の減少や扶助費の増加等に対して、2010（平成22）年度予算においては、地方債の活用をはじめとした財源対策を講じても収支不足を解消することができず、減債基金から150億円の新規借入れを計上せざるを得なかったところで

す。
また、2011（平成23）年度予算においては、市税収入が一定程度回復したことや、行財政改革の取組効果、全庁を挙げた施策調整、効率的な事業執行手法の検討などを予算に反映した結果、2010（平成22）年度予算と比較して、借入額を圧縮することはできましたが、引き続き108億円の新規借入れにより、収支不足への対応を図ったところ（図表5）。

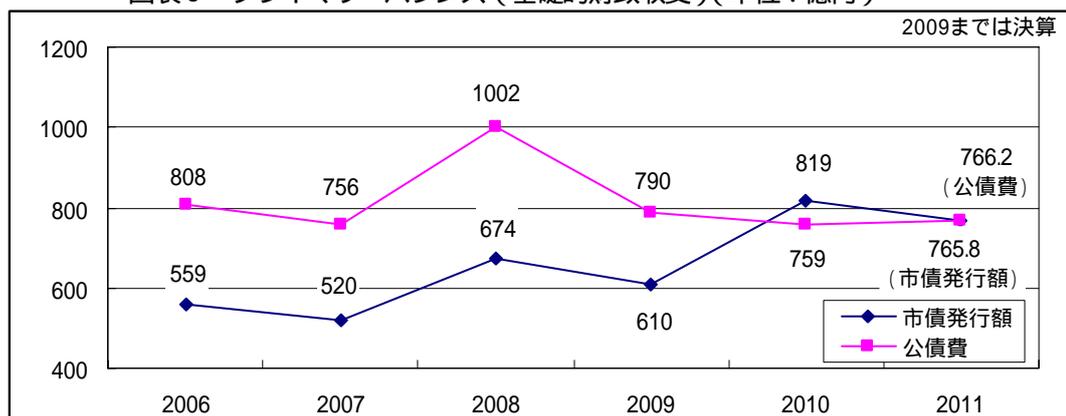
図表5 2010（平成22）年度及び2011（平成23）年度予算における歳入と歳出の状況



さらに、過去5年間のプライマリーバランス（基礎的財政収支）（注6）を振り返ってみると、黒字基調（市債の元利償還等の費用である公債費がその年度の市債発行額を上回っていること）を維持していますが、2010（平成22）年度予算では、市税収入の大幅な減少に対応するための市債活用により赤字となっています。（図表6）。

（注6） 借入れを除いた税収などによる収入と、借入れに対する元利払いを除いた支出とのバランスのこと。

図表6 プライマリーバランス（基礎的財政収支）(単位：億円)



ウ 今後の財政状況の見通し

今後についても、他都市に比較して強い財政力を備えた本市といえども、税収の大幅な回復が見込めない上、当面の人口増加や高齢化の進展に適切に対応するための経費の増大が見込まれるなど、厳しい財政状況が継続することが想定されることから、引き続き改革に取り組み、持続可能な財政構造の構築に向けた取組を推進する必要があります。

(2) 本市の将来人口

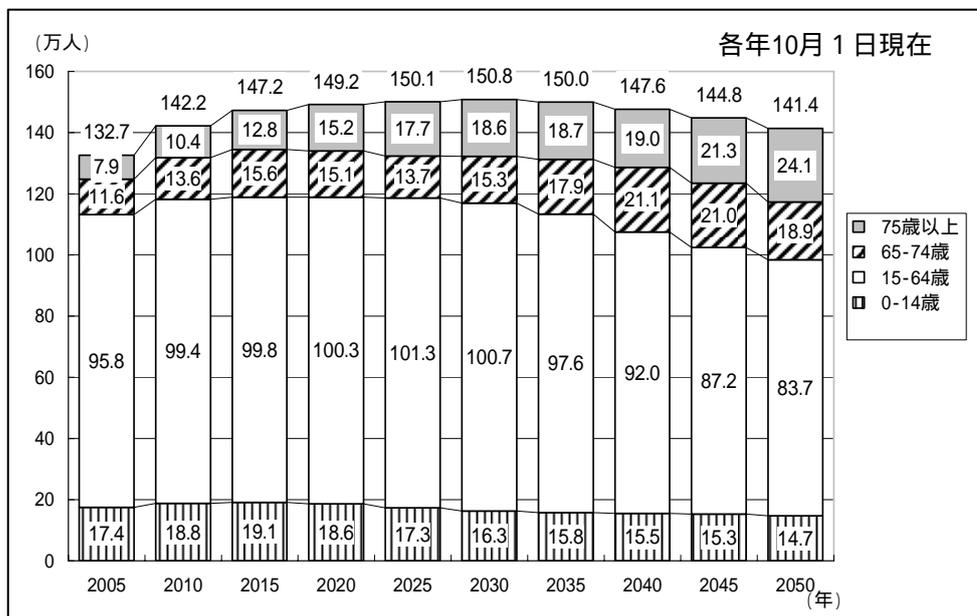
ア 当面の人口増加と減少期への移行

直近の人口推計によると、日本社会が既に人口減少期を迎えている中で、本市の人口は当分の間増加する傾向にあり、2030(平成42)年時点で約150.8万人とピークに達します。その後、人口減少期に移行し、2050(平成62)年には現在と同程度の人口(約141.4万人)まで減少することが予想されます(図表7)。

イ 進展する高齢化

さらに、本市の人口がピークを迎えるまでの人口増加期においても、65歳以上の老年人口は2010(平成22)年の約24.1万人から2030(平成42)年には約33.9万人となり、人口に占める割合も16.9%から22.5%へと大きく上昇します。中でも、75歳以上の人口は、約10.4万人(7.3%)から約18.6万人(12.3%)と人数・割合ともほぼ倍増し、高齢化の確実な進展が見込まれています。

図表7 川崎市将来人口推計



(3) 地方分権改革等の進展

現在、地方自治体が住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担うことを可能とするため、法令による義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体（市町村）への権限移譲、いわゆるひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保、地方自治法の抜本見直しや国・地方の協議の場の法制化など、「地域主権改革」が進められています（図表8）。

また、少子高齢化の進展や厳しい経済情勢を受け、年金・医療・介護などの社会保障制度の充実や、雇用対策の強化などについての取組が進められています。

地方自治体は、これらの国の動向に着実に対応することにより、自主的・自立的な行財政運営の実現や社会経済状況の変化への効率的・効果的な対処を図っていくことが求められています。

図表8 地域主権戦略大綱（構成と概要）

2010(平成22)年6月

第1 地域主権改革の全体像	
<p>「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」</p> <p>国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視</p> <p>戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定</p> <p>総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の效果的・効率的な推進を図る。</p>	
第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	<ol style="list-style-type: none"> 1 取組の意義等 2 これまでの取組と当面の具体的措置 3 今後の課題と進め方
第3 基礎自治体への権限移譲	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え方 2 具体的措置 3 円滑な権限移譲の実現に向けて 4 今後の取組
第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）	<ol style="list-style-type: none"> 1 改革に取り組む基本姿勢 2 改革の枠組み
第5 ひも付き補助金の一括交付金化	<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 2 一括交付金の対象範囲 3 一括交付金の制度設計 4 導入のための手順
第6 地方税財源の充実確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 これまでの取組の実績と成果 2 今後の課題と進め方
第7 直轄事業負担金の廃止	
第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体の基本構造 2 議会制度 3 監査制度 4 財務会計制度
第9 自治体間連携・道州制	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 2 今後の取組
第10 緑の分権改革の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 2 具体的取組
<p>別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）</p> <p>別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置</p>	

出典:内閣府ホームページ